

カナオカはハラスメントを許しません！！
ハラスメントからあなたを守ります

職場におけるハラスメントは、社員個人の尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながりかねない、決して許されない行為です。また、社員が能力を十分に発揮することを妨げ、また、会社にとっても職場秩序の乱れや生産性の低下を招き、企業のイメージダウンにもつながりかねない問題です。

◆ 主なハラスメント

① セクシャル・ハラスメント

性的な言動や行為によって、相手に屈辱感や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすること。

② パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう。

③ マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと。

◆ ハラスメントを受けたと感じたら

① はっきりと意思を伝えましょう

「やめてください」「私はいやです」とあなたの意思を伝えましょう。

② 会社の相談窓口にご相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。

◆ この方針は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべて、また、顧客、取引先の社員の方等を含みます。また、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象になります。

◆ 社員がハラスメントを行った場合、就業規則第 62 条「制裁の事由」に当たることとなり、処分されることがあります。